



平成 29 年 5 月 18 日

各 位

会 社 名 西日本鉄道株式会社
代表者名 代表取締役社長執行役員 倉富 純男
(コード番号 9031 東証 1 部・福証)
問合せ先 総務広報部広報課長 三島 二郎
(TEL. 092-734-1217)

単元株式数の変更、株式併合および定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、単元株式数の変更について決議するとともに、株式併合について、本年 6 月 29 日開催予定の第 177 期定時株主総会(以下「本定時株主総会」といいます。)に付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 単元株式数の変更

(1) 変更の理由

全国証券取引所は、「売買単位の集約に向けた行動計画」を公表し、平成 30 年 10 月 1 日までにすべての国内上場会社の普通株式の売買単位を 100 株に統一することを目指しております。

当社は、東京証券取引所および福岡証券取引所に上場する企業として、この趣旨を尊重し、当社株式の売買単位である単元株式数を現在の 1,000 株から 100 株に変更いたします。

(2) 変更の内容

当社普通株式の単元株式数を 1,000 株から 100 株に変更いたします。

(3) 変更予定日

平成 29 年 10 月 1 日

(4) 変更の条件

本定時株主総会において、下記「2. 株式併合」に係る議案が承認可決されることを条件といたします。

2. 株式併合

(1) 株式併合の目的

上記「1. 単元株式数の変更」に記載のとおり、当社株式の単元株式数を変更するにあたり、中長期的な株価変動等を勘案しつつ、投資単位を適切な水準に調整することを目的として株式併合を実施いたします。

(2) 株式併合の内容

① 併合する株式の種類

普通株式

② 併合の方法・割合

平成 29 年 10 月 1 日をもって、同年 9 月 30 日(実質上同年 9 月 29 日)の最終の株主名簿に記録された株主さまの所有株式 5 株につき 1 株の割合で併合いたします。

③ 併合により減少する株式数

併合前の発行済株式総数（平成29年3月31日現在）	396,800,930株
併合により減少する株式数	317,440,744株
併合後の発行済株式総数	79,360,186株

(注)「併合により減少する株式数」および「併合後の発行済株式総数」は、併合前の発行済株式総数および株式の併合割合に基づき算出した理論値です。

(3) 併合により減少する株主数

平成29年3月31日現在の当社株主名簿に基づく株主構成は、次のとおりです。

	株主数（割合）	所有株式数（割合）
5株未満所有株主	483名（2.4%）	718株（0.0%）
5株以上所有株主	20,069名（97.6%）	396,800,212株（100.0%）
総株主	20,552名（100.0%）	396,800,930株（100.0%）

(注) 上記の株主構成を前提として株式併合を行った場合、所有株式数が5株未満の株主さま483名（所有株式数の合計718株）は、当社株主としての地位を失うことになります。

なお、株式併合の効力発生前に、「単元未満株式の買増し」または「単元未満株式の買取り」の手続きをご利用いただくことも可能です。具体的なお手続きについては、お取引のある証券会社または当社の株主名簿管理人である日本証券代行株式会社（電話0120-707-843（フリーダイヤル））までお問い合わせ下さい。

(4) 1株未満の端数が生じる場合の対応

株式併合の結果、その所有株式の数に1株に満たない端数が生じる株主の皆さまに対しては、会社法の定めに従い、当社がこれを一括して処分し、当該代金を端数の割合に応じて分配いたします。

(5) 効力発生日における発行可能株式総数

株式併合による発行済株式総数の減少に伴い、発行可能株式総数の適正化を図るため、効力発生日（平成29年10月1日）をもって、株式併合割合と同じ割合（5分の1）で発行可能株式総数を減少いたします。

変更前の発行可能株式総数	変更後の発行可能株式総数（平成29年10月1日付）
1,000,000,000株	200,000,000株

(6) 株式併合の条件

本定時株主総会において、株式併合に係る議案が原案どおり承認可決されることを条件いたします。

3. 定款の一部変更

当社の定款は、上記「2. 株式併合」に係る議案が承認可決されることを条件とし、平成29年10月1日をもって、以下のとおり変更されます。

(下線は変更部分を示します。)

現行定款	変更後
(発行可能株式総数) 第7条 当社の発行可能株式総数は、 <u>10億株</u> とする。	(発行可能株式総数) 第7条 当社の発行可能株式総数は、 <u>2億株</u> とする。
(単元株式数) 第9条 当社の単元株式数は、 <u>1,000株</u> とする。	(単元株式数) 第9条 当社の単元株式数は、 <u>100株</u> とする。

4. 日程

平成29年5月18日 取締役会決議日

平成29年6月29日(予定) 定時株主総会開催日

平成29年10月1日(予定) 単元株式数の変更、株式併合および定款の一部変更の効力発生日

※ 上記のとおり、単元株式数の変更および株式併合の効力発生日は平成29年10月1日ですが、株式売買後の振替手続きの関係により、東京証券取引所および福岡証券取引所における当社株式の売買単位が1,000株から100株に変更される日は平成29年9月27日です。

以上

(添付資料)

【ご参考】単元株式数の変更および株式併合に関するQ&A

【ご参考】 単元株式数の変更および株式併合に関する Q & A

Q 1. 単元株式数の変更とはどのようなことですか。

A 1. 単元株式数の変更とは、株主総会の議決権の単位および証券取引所において売買の単位となっている株式数を変更することです。

今回当社では、単元株式数を1,000株から100株に変更いたします。

Q 2. 株式併合とはどのようなことですか。

A 2. 株式併合とは、複数の株式を併せて、それより少数の株式とすることです。

今回、当社では、5株を1株に併合することを予定しております。

Q 3. 単元株式数の変更および株式併合の目的を教えてください。

A 3. 全国証券取引所は、「売買単位の集約に向けた行動計画」を公表し、平成30年10月1日までにすべての国内上場会社の普通株式の売買単位を100株に統一することを目指しております。当社は、東京証券取引所および福岡証券取引所に上場する企業として、この趣旨を尊重し、当社株式の売買単位である単元株式数を現在の1,000株から100株に変更いたします。

併せて、当社株式につき、中長期的な株価変動等を勘案しつつ、投資単位を適切な水準に調整することを目的として株式併合を実施いたします。

Q 4. 株式併合によって所有株式数が減少しますが、資産価値への影響はありますか。

A 4. 株式併合を実施しても、その前後で会社の資産や資本の状況が変わることはありませんので、株式市況の変動等の他の要因を除けば、株主さまがご所有の当社株式の資産価値への影響はありません。

株式併合後においては、株式併合前と比して、株主さまがご所有の当社株式数は5分の1となりますが、1株当たりの純資産額は5倍となり、株価につきましても理論上は5倍となります。

【例】

	効力発生前	効力発生後	備考
所有株式数	1,000株	200株	5分の1
株価	500円	2,500円	5倍
資産価値	50万円	50万円	変化なし

Q 5. 所有株式や議決権はどうなりますか。

A 5. 株式併合により、株主さまがご所有の当社株式数は、平成29年9月30日の最終の株主名簿に記録された株式数に5分の1を乗じた株式数（1株に満たない端数がある場合はこれを切り捨てます。）となります。また、議決権数は、併合後のご所有株式数100株につき1個となります。

【例】

	効力発生前		効力発生後		
	ご所有株式数	議決権数	ご所有株式数	議決権数	端数株式
例①	2,330株	2個	466株	4個	なし
例②	1,852株	1個	370株	3個	0.4株
例③	1,000株	1個	200株	2個	なし
例④	543株	0個	108株	1個	0.6株
例⑤	167株	0個	33株	0個	0.4株
例⑥	1株	0個	0株	0個	0.2株

株式併合の結果、1株に満たない端数株式が生じた場合（上記の例②④⑤⑥のような場合）は、端数株式のすべてを当社が一括して売却処分し、または自己株式として買い取り、その代金を端数株式が生じた株主さまに対し端数株式の割合に応じてお支払いいたします。この代金につきましては、平成29年12月上旬にお支払いさせていただく予定にしております。

また、効力発生前のご所有株式数が5株未満の場合（上記の例⑥のような場合）は、株式併合によりすべてのご所有株式が端数株式となるため、当社株主としての地位を失うこととなります。

Q 6. 端数株式が生じないようにする方法はありますか。

A 6. 株式併合の効力発生前に、単元未満株式の買取りまたは1,000株に不足する株式の買増しをご請求いただくことにより、端数株式の処分を受けないようにすることが可能です。

具体的なお手続きにつきましては、証券会社に口座をお持ちの株主さまはお取引のある証券会社、証券会社に口座をお持ちでない株主さま（特別口座の株主さま）は日本証券代行株式会社（電話 0120-707-843（フリーダイヤル））までお問い合わせ下さい。

Q 7. 受け取る配当金額への影響はありますか。

A 7. 株主さまがご所有の当社株式数は、株式併合により5分の1となりますが、株式併合の効力発生後にあっては、併合割合（5株を1株に併合）を勘案して1株当たり配当金を設定させていただく予定ですので、業績変動その他の要因を除けば、株式併合を理由とした株主さまの受取配当金額への影響はありません。ただし、株式併合により生じた端数株式（1株に満たない株式）につきましては、配当は生じません。

【例】

	効力発生前	効力発生後	備考
所有株式数	1,000株	200株	5分の1
1株あたり年間配当金（予定）	7円	35円	5倍
受取配当金総額	7,000円	7,000円	変化なし

Q 8. 今後の具体的なスケジュールを教えてください。

A 8. 次のとおり予定しております。

平成29年 6 月29日	第177期定時株主総会
平成29年 9 月26日	1,000株単位での売買最終日
平成29年 9 月27日	100株単位での売買開始日
平成29年10月 1 日	単元株式数の変更および株式併合の効力発生日
平成29年10月下旬～11月上旬	株式割当通知の発送
平成29年12月上旬	端数株式処分（買取）代金のお支払い

Q 9. 株主自身で何か必要な手続きはありますか。

A 9. 特に必要なお手続きはございません。

Q10. 株主優待については、どうなるのでしょうか。

A10. 株式併合の効力発生後、平成30年 3 月31日の最終の株主名簿に記録された株主さまへの発送分（5月下旬および6月下旬発送予定）より、株主優待制度の変更を予定しております。

詳細につきましては、本日別途開示しております「株主優待制度の一部変更に関するお知らせ」をご参照ください。

【お問い合わせ先】

株式併合および単元株式数の変更に関してご不明な点がございましたら、お取引のある証券会社または下記特別口座の口座管理機関（株主名簿管理人）にお問い合わせください。

日本証券代行株式会社 代理人部

〒168-8620

東京都杉並区和泉二丁目 8 番 4 号

TEL. 0120-707-843

以 上